

吸収合併に関する事後開示書面

令和6年4月1日

フクダ電子株式会社

令和6年4月1日

東京都文京区本郷三丁目39番4号
フクダ電子株式会社
代表取締役 白井 大治郎

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和6年2月2日付で株式会社フクダ物流センターとの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社フクダ物流センターを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

第1 吸収合併が効力を生じた日

令和6年4月1日

(会社法施行規則第200条第1号)

第2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きおよび、会社法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、令和6年2月22日付の官報にて本件合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第2号)

第3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きおよび、会社法第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第797条第3項および第4項に基づき、令和6年2月22日付の電子公告により、本合併に係る公告を行いました。なお、会社法第796条第3項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第797条第1項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、令和6年2月22日付の官報および同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告および催告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第3号)

第4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

(会社法施行規則第200条第4号)

第5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

(会社法施行規則第200条第5号)

第6 会社法第921条の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請および吸収合併消滅会社の解散登記申請は、令和6年4月8日に行う予定です。

(会社法施行規則第200条第6号)

第7 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第200条第7号)

以上

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

令和6年2月22日

フクダ電子株式会社
株式会社フクダ物流センター

令和6年2月22日

東京都文京区本郷三丁目39番4号
フクダ電子株式会社
代表取締役 白井 大治郎

千葉県白井市中305番地1
株式会社フクダ物流センター
代表取締役 三宅 泰之

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

フクダ電子株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社フクダ物流センター（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社間で令和6年2月2日付吸収合併契約書を締結し、令和6年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併となります。

記

第1 吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

(会社法第782条第1項、同法第794条第1項)

第2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

(会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号)

第3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

第4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号)

第5 計算書類等に関する事項

1. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収消滅存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第191条第3号及び第5号)

第6 本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

(会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号)

第7 事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

(会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号)

以上

別紙1「吸収合併契約書」

次葉以下のとおり。



合併契約書

フクダ電子株式会社（以下、「甲」という。）及び株式会社フクダ物流センター（以下、「乙」という。）は、吸収合併に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方式）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行う。

第2条（合併に伴う対価）

乙は甲の完全子会社であるため、本件合併に際し、甲は乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

第3条（増加すべき資本金その他）

甲は、本件合併では、資本金を変更しない。

第4条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法796条2項に定める簡易合併の規定により、本合併について株主総会の承認を得ないで合併する。
2. 乙は、本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）の前日までに、本件合併及び本件合併に必要な事項に関する株主総会の承認を得る。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、令和6年4月1日とする。ただし、本件合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上これを変更することができる。

第6条（財産及び権利義務の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、その資産負債を管理し、また、その財産に重要な影響を及ぼすような行為を行う場合にはあらかじめ甲乙間で協議する。

第8条（従業員の承継）

1. 甲が、乙から承継する従業員全員について、甲における勤続年数については、乙における

勤続年数を通算して計算する。

2. 前項により甲が乙から承継する従業員の給与条件その他の事項については、効力発生日までに、甲乙間で協議の上定める。

第9条（合併条件の変更及び契約の解除）

本契約締結日より効力発生日に至る間において天災地変その他の事由により甲ないし乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、又は隠れた重大なる瑕疵があることが判明したときは、甲乙間で協議の上、本契約に定める合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に規定するものの他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙間で協議の上これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月2日

甲 東京都文京区本郷三丁目39番4号
フクダ電子株式会社
代表取締役 白井 大治郎

乙 千葉県白井市中305番地1
株式会社フクダ物流センター
代表取締役 三宅 泰之

別紙2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

次葉以下のとおり。

第 50 期

決 算 報 告 書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日

株式会社フクダ物流センター
千葉県白井市中305-1

貸借対照表

2023年3月31日

資産の部

(単位:円)

流動	現金及び預金				115,686,796	
	現売貯短未				50,782,814	
	期収流動	掛蔵貸付			3,116,566	
		入			420,000,000	
		資産			34,578,213	
		合計				624,164,389
固定有形	有形固定資産					
	建物			7,401,156		
	減価償却累計額			△ 4,931,182	2,469,974	
	構築物			1,347,554		
	減価償却累計額			△ 660,315	687,239	
	機械装置			1,288,000		
	減価償却累計額			△ 1,223,600	64,400	
	車両運搬具			15,352,305		
	減価償却累計額			△ 13,356,798	1,995,507	
	工具器具備品			19,259,272		
	減価償却累計額			△ 17,433,754	1,825,518	
	土地				5,076,224	
	有形固定資産合計				12,118,862	
無形	無形固定資産					
	電話加入権				225,184	
	ソフトウェア				4,831,667	
	無形固定資産合計				5,056,851	
リース	リース資産					
	リース資産合計				0	
投資	その他の資産					
	その他の投資等				8,640	
	投資その他の資産合計				8,640	
	資産の部合計				17,184,353	
					641,348,742	

株主資本等変動計算書

2022年4月 1日
2023年3月 31日

(単位:円)

	純資産の部												株主資本合計	評価・換算差額等	純資産の部合計
	株主資本														
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金									
任意積立金															
当期首残高	10,000,000	0	0	0	2,500,000	0	0	70,000,000	70,000,000	476,729,848	546,729,848	549,229,848	559,229,848	0	559,229,848
当期変動額															
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 24,000,000	△ 24,000,000	△ 24,000,000	△ 24,000,000	0	△ 24,000,000
当期純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,847,949	25,847,949	25,847,949	25,847,949	0	25,847,949
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,847,949	1,847,949	1,847,949	1,847,949	0	1,847,949
当期末残高	10,000,000	0	0	0	2,500,000	0	0	70,000,000	70,000,000	478,577,797	548,577,797	551,077,797	561,077,797	0	561,077,797